

小松市民センターのご利用について

1. 開館時間・受付時間について

- ①開館時間は午前9時から午後10時まで。
※屋外運動場（テニスコート・多目的広場）は午前9時から午後9時まで。
- ②予約などの受付時間は午前9時から午後5時まで。

2. 使用時間について

- ①準備（搬入・仕込み）、後片付け、関係者の退館等に要する時間を含みます。
- ②使用時間が区分に満たない場合でも、時間割り計算はいたしません。
また、原則として時間延長はできません。

3. 利用料金について

- ①「施設利用料（室料）」は原則、使用を許可する際に徴収いたします。
- ②使用承認の際に納入いただきました「施設利用料」は、原則としてお返しできません。
なお、照明・音響等の「附属設備利用料」は、使用後の精算とします。
- ③使用承認を受けた事項を変更・取消しする場合は、速やかに届け出てください。
相当の理由があると認められる場合、既に納入された「施設利用料」は次のように取り扱います。
なお「附属設備利用料」について納入済みの場合は全額返還いたします。

取消届 提出時期	大・小ホールと これに伴い使用する施設利用料 (1年前より予約できる施設)	その他の施設利用料 (3ヶ月前より予約できる施設)
使用日の6ヶ月前迄に 取消届を提出	全額返還します	/
使用日の4ヶ月前迄に 取消届を提出	80%返還します	
使用日の2ヶ月前迄に 取消届を提出	50%返還します	
使用日の5日前迄に 取消届を提出	20%返還します	全額返還します
以降	返還しません	

4. 使用の承認取消し等について

使用者が次の各号の一に該当するとき、または管理上必要があるときは、使用の承認を取消し・停止、または市民センターからの退去を命ずることがあります。

- ①使用の申請に重大な偽りがあったとき。
- ②小松市民センター条例、またはこの条例に基づく諸規定に違反したとき。
- ③その他、市民センターの維持・管理に支障をきたすおそれがあると判断されたとき。

5. 使用前の準備等について

- ①大小ホールのご利用については、使用日の10日から1週間ほど前に舞台設営や使用備品、催し物の進行などについて、打合せをお願い致します。
- ②大ホール舞台にはセンターの係員（舞台・照明・音響）がつかますが、不足する人員は利用者にご配置していただきます。

6. 広告・入場券などについて

ポスター・チラシ・入場券には、責任者の所在をはっきりさせるために、使用許可を受けた方を主催者として連絡先を明記してください。

また、会館の名称を「小松市民センター」と記載し、施設の駐車場図・近辺地図を掲載してください。この際、**問合せ等には応じられませんので、施設の電話番号は絶対に記載しない**でください。

なお、ポスター・チラシは事前に持参いただければ調整のうえ施設内に掲示しますが、入場券の販売は原則としていたしません。

7. 駐車場について

施設には一般利用者に約300台分の駐車スペースがありますが、あらかじめ混雑が予想される場合は**駐車整理員の配置や、乗り合わせをお願いいたします。**

なお、駐車場内での事故・盗難などについては、一切責任を負いません。

8. 守っていただくこと

- ①使用許可のない施設への立ち入りや、設備・備品を無断で使用しないでください。
- ②壁・柱・窓・扉などにポスターや旗などを貼ったり、釘類を打ったりしないでください。
- ③危険物や他人の迷惑となる物品、または動物の類を持ち込まないでください。
- ④所定の場所以外での飲食はご遠慮ください。また、敷地内（駐車場含む）は全て禁煙となります。
- ⑤許可なく寄付金等の募集または物品の陳列もしくは販売はしないでください。
- ⑥非常口・消火設備のまわりには、物を置かないでください。
- ⑦その他、職員の指示に従ってください。

多目的広場ご利用の際の注意事項

- ①ライン引き用の石灰は、セーフティーホワイト（または同等品）を使用してください。
- ②駐車場を含め、空き缶・空き瓶などは捨てないでください。
また、持ち込んだ弁当がらや空き缶・空き瓶等のゴミは責任者が清掃のうえお持ち帰りください。
- ③館内へはスパイクのままでは入らないよう、各人に周知してください。
なお、トイレは屋外の管理棟のトイレをご利用ください。
- ④使用後はグラウンド整備（目土等）を行い、芝生の保護にご協力ください。
- ⑤使用した用具は、もとの位置に整理して返してください。

9. 使用後について

施設・設備・備品等は、使用終了後直ちに元の状態に戻し、係員の点検を受けてください。

発生したゴミは、必ず持ち帰ってください。

10. 損害賠償

- ①使用者は、施設・附属設備・器具などを故意または重大な過失により損傷もしくは滅失させたときは、市長の認定に基づき原形に復し、またはその損害を賠償しなければなりません。
- ②小松市民センター条例に基づく処分によって、使用者が損害を受けることがあっても、市または（公財）小松市まちづくり市民財団は一切その責任を負いません。

【お問合せ】

〒923-0001 石川県小松市大島町丙42-3 小松市民センター管理事務所
TEL:0761-24-6101 FAX:0761-23-5811

【小松市民センター条例】 【小松市民センター条例施行規則】 は

小松市HP (<http://www.city.komatsu.lg.jp>) より「市政の情報」

「条例・規則・要綱」→「小松市例規集（外部リンク）」→「五十音順目次」→「し」→
→「小松市民センター条例」、「小松市民センター条例施行規則」